

(目的)

第1条 ドクターヘリ事業の円滑で効果的な推進を図るため、青森県ドクターヘリ運航調整委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は別表に掲げる機関から推薦のあった者(以下「委員」という。)をもって組織する。

2 委員は知事が委嘱する。

3 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任を妨げない。

(協議事項)

第3条 委員会は次の各号に掲げる事項について協議及び調整を行う。

(1) ドクターヘリの運航に必要な事項

(2) 関係機関の連絡調整に関する事項

(3) その他ドクターヘリ事業の円滑で効果的な推進に必要な事項

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長は青森県立中央病院長をもってあてる。

3 副委員長は、委員会の了承を得て委員長が指名する。

4 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要であると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(検討部会の設置)

第6条 委員長は、第3条の各号に掲げる事項について、検討する必要があると認めたときは、検討部会を設置することができる。

2 検討部会の委員は、委員長が選任する。

3 検討部会に部会長を置き、部会長は委員の互選により選出する。

4 検討部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第7条 委員会及び検討部会の庶務は、青森県健康福祉部医療薬務課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会で定めるものとする。

附則

この要綱は、平成21年1月23日から施行する。

青森県ドクターヘリ運航調整委員会 委員名簿

| 所 属 | 役 職 名 | 氏 名 |
|------------------|------------|---------|
| 青森県立中央病院 | 院長 | 吉田 茂昭 |
| 青森県立中央病院 | 救命救急センター部長 | 齋藤 兄治 |
| 八戸市立市民病院 | 院長 | 三浦 一章 |
| 八戸市立市民病院 | 救命救急センター所長 | 今 明秀 |
| 県医師会 | 副会長 | 斎藤 重周 |
| 弘前大学医学部附属病院 | 教授 | 浅利 靖 |
| 西北中央病院 | 外科科長 | 笹田 大敬 |
| 十和田市立中央病院 | 診療部長 | 田澤 浩司 |
| むつ総合病院 | 医師 | 田村 有人 |
| 青森地域広域消防事務組合消防本部 | 消防長 | 伊東 正次 |
| 弘前地区消防事務組合消防本部 | 消防長 | 齋藤 則明 |
| 八戸広域市町村圏事務組合消防本部 | 消防長 | 金谷 英夫 |
| 黒石地区消防事務組合消防本部 | 消防長 | 中村 寿 |
| 五所川原地区消防事務組合消防本部 | 消防長 | 土岐 精一郎 |
| 十和田地域広域事務組合消防本部 | 消防長 | 前川原 正仁 |
| 三沢市消防本部 | 消防長 | 小比類巻 正雄 |
| 下北地域広域行政事務組合消防本部 | 消防長 | 藤井 幸男 |
| つがる市消防本部 | 消防長 | 長谷川 勝則 |
| 平川市消防本部 | 消防長 | 菊池 吉郎 |
| 鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部 | 消防長 | 木村 武三郎 |
| 北部上北広域事務組合消防本部 | 消防長 | 寺下 和光 |
| 中部上北地区広域事業組合消防本部 | 消防長 | 浦田 正志 |
| 板柳町消防本部 | 消防長 | 三上 秀治 |
| 東京航空局青森空港出張所 | 前任航空管制官 | 菅谷 伸男 |
| 陸上自衛隊第9師団 | 航空運用幹部 | 土田 吉彦 |
| 海上自衛隊第2航空群 | 運用幕僚3等海佐 | 温水 智洋 |
| 医療薬務課長 | 課長 | 石岡 博文 |
| 防災消防課 | 課長 | 鳴海 英章 |
| 県警本部地域課 | 課長 | 山田 俊廣 |
| 市長会 | 常務理事 | 竹内 徹 |
| 町村会 | 常務理事 | 加賀谷 久輝 |
| 県教育委員会 | 教育政策課長 | 新岡 嗣浩 |